

公益財団法人 東北放送文化事業団製作記録映画の D V D貸し出し規定

制定： 2012年11月1日

1. 貸し出す記録映画は当財団が製作した全作品とし、D V Dに収録したものとする。
2. 貸し出し対象は、原則として団体に限る。
3. 貸し出し期限は、原則として1週間以内とする。
4. 貸し出しに際しては、借用者が必要事項を記入、押印した借用書を提出する。
借用書の形式、内容等は別紙の通りとする。
5. 貸出料は無料とし、送料については借用者の負担とする。
6. 借用者に対し貸与D V Dの複写、転写等を禁止する。
7. 借用者が貸与D V Dを破損したり紛失した場合は、原則として補修などの弁償を求める。

年 月 日

公益財団法人 東北放送文化事業団製作記録映画DVD 借用書

公益財団法人 東北放送文化事業団

理事長 一力敦彦 殿

住 所 _____

団体名 _____ 印

電話番号 () —

責任者名 _____ 印

(団体名があれば押印不要)

貴財団製作の記録映画DVDを下記の通り借用したくお願い申し上げます。

記

作 品 名 _____

借 用 期 間 年 月 日 ~ 年 月 日
(原則として1週間以内)

借用並びに返却方法 _____

尚、借用にあたっては貴財団の指示に従います。

以上

東北放送文化事業団からのお願い

1. 貸与DVDの貸出料は無料ですが、送料は借用者の負担となります。
2. 貸与DVDの複写、転写等を禁止します。
3. 貸与DVDの取り扱いには十分注意してください。
破損や紛失の場合は、弁償していただきます。
4. 鑑賞後には是非、ご感想などを寄せください。